

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	技能実習制度下における問題事案を防ぐ規定が具体的に示されており、良い改正案だと思う。	本告示案に賛同の御意見として承ります。
2	事故の懸念があることから要件を厳しくすべきである。	本改正により設ける活動は、特定技能外国人として活動するための要件である運転免許の取得等が入国後でなければ困難であるという特殊事情に鑑みて在留を認めるもので、そのための要件として特定技能外国人に対するものに相当する水準の基準に適合することを求めており、適正な要件の下での活動を許容するものです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	外国人にバス・タクシーの運転手を行わせることは事故の増加や治安の悪化等が懸念されることから、その免許の取得などを目的とする活動を許容する本改正には反対である。	本改正は、自動車運送業分野において特定技能外国人として活動するための運転免許の取得等を目的とする活動を行うことができることとするものです。他の分野と同様に自動車運送業分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお人材が不足しているものとして令和6年3月に受入れ対象分野として追加されたものであって、本改正により設ける活動は、特定技能外国人として活動するための要件である運転免許の取得等が入国後でなければ困難であるという特殊事情に鑑みて在留を認めるもので、そのための要件として特定技能外国人に対するものに相当する水準の基準に適合することを求めており、適正な要件の下での活動を許容するものです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
4	「日本の運転免許を受ける」というのは、通常の自動車免許を日本語で通常の日本人と同じ条件で受けるものなのか。運転免許は最低でも日本国民と同様の試験に合格した者が取得できるようにすべき。	道路交通法等の我が国の法令に基づいて我が国において運転することができる免許を受けることとなります。